

日本占領期香港における人口疏散政策

長野雅史

はじめに

香港の社会構造を評して「香港とは難民によって構成される社会である」、あるいは香港人の思考方法を評して「難民的心態情」と表現されるほど、香港を考える上で中國大陸及び台灣からの流入難民を切り離す訳にはいかない。アヘン戦争の結果、一八四二年よりイギリスの植民地として形成されて以来、香港の人口は中国からの難民や移民の流入によって絶えず増大し、戦後は入境の規制が制定されながらも現在に至るまで合法・非合法を問わず流入が継続されてきた。その結果香港は、わずか一〇七〇平方キロメートル（佐渡島と同規模）の土地に現在推定六〇〇万人もの人間が生活する世界でも有数の超人口過密都市となつた。だが、一方では絶え間ない流入人口こそが香港開港以来、

常に労働力としてその経済発展の基盤となつたのであった。特に戦後において一九五〇年代には過剰な流入人口とスマムの形成という典型的な発展途上国の都市的状況下にあつたこの都市が、その後も絶えない難民の問題を抱えながら、（今なお劣悪な居住条件と不法難民に関する社会問題が存在するとはいゝ）現在1人当たりGNPではアジア2位の経済成長を遂げた。こういう事実及び側面から考えてみた場合、労働力としての流入人口とそれに対する歴代政府の政策への考察は、植民地都市香港の特徴及び経済発展の過程を理解する上で極めて重要なものと考える。

その香港の人口流入及び経済建設・発展の中で、極めて異常な状況が生じたのが、本稿で取り上げる一九四一年一二月からの三年八ヶ月に及ぶ日本占領（軍政）時代であった。すなわち戦前は中継貿易港、戦後はさらに加工

日本占領期香港における人口疏散政策（長野）

貿易港として順調な発展を遂げてきた香港は、日本占領期において唯一その発展が妨げられ、人的、経済的にも甚大な破壊を受けたのである。中でも顕著なのが人口の大幅な減少であった。一九三七年七月に日中全面戦争が勃発して以降日本軍に完全占領されるまでの時期に香港には少なくとも六〇万から七〇万人の難民が流入し、占領直前には公式統計で一六四万、実質一〇〇万人がいたとされる。しかし占領期間中を通じて人口は急激に減少、一九四五年八月の解放を迎えたときにはわずか六〇万人となってしまった。このような短期間での急激な減少の要因としては、一般には占領に伴う避難や殺害が考えられるところだが、香港においては人口疏散政策と呼ばれる、日本軍政当局（総督部）による強制的な人口削減政策が採られたのであった。以下その内容について概観、考察していきたい。

1 日本占領前における人口増加

一九三一年九月一八日の柳条湖における満鉄線爆破を機に、日本の中国に対する本格的侵略が始まって以来、香港における人口の推移は次のようになっている（いずれも新界地区は除く）。

一九三一年三月 八四九、七五一人 滿州事変
一九三三年 九三一、六四三人

一九三四年	九四四、四九二人	
一九三七年	一、〇〇六、九九二人	盧溝橋事件、上
一九三八年	一、〇二八、六一九人	廣東上陸作戦、海陥落
一九三九年	一、〇五〇、二五六人	廣州・武漢陥落
一九四〇年	一、〇五〇、二五六人	汕頭・深圳陥落
一九四一年	一、〇五〇、二五六人	廣州・武漢陥落
一九四二年	一、〇五〇、二五六人	廣州・武漢陥落
一九四三年	一、〇五〇、二五六人	廣州・武漢陥落
一九四四年	一、〇五〇、二五六人	廣州・武漢陥落
一九四五年	一、〇五〇、二五六人	廣州・武漢陥落
一九四六年	一、〇五〇、二五六人	廣州・武漢陥落
一九四七年	一、〇五〇、二五六人	廣州・武漢陥落
一九四八年	一、〇五〇、二五六人	廣州・武漢陥落
一九四九年	一、〇五〇、二五六人	廣州・武漢陥落
一九五〇年	一、〇五〇、二五六人	廣州・武漢陥落

また日本占領直前の一九四一年三月に行われた政府の防空管理処による調査では、一、四四四、三三七人、これに新界地区の推定人口一九万五〇〇〇人を合計して総計一六四万人となっているが、その他にさらに路上生活者が、一九三八年において警察司署の推定で既に二万七〇〇〇人いるので、一九四一年時点ではこれをはるかに越えるものと思われる^①。政府の調査推計では同時期の人口を二〇〇万人としている。

これら避難民は、当初はやはり日中全面戦争を避けて香港に移転してきた上海の工業資本などの労働力として吸收

されたり、また香港政庁も臨時收容所を設けるなどして難民に対応していく。しかしその後も増加し続ける難民人口は、やがて臨戦体制に入り統制経済を敷くようになった香港にとっては大変な負担となり、香港政庁は難民流入抑制の為の何らかの対応策を講じるようになる。

すでに一九四〇年に出入境事務を専門とする人民入境事務所を設置、また二〇元以上の現金を携帯しているものに限り香港入境を認めるとする条例を施行していくが、一九四一年一月十五日からは移民制限則例を施行、入境許可なき中国人の香港移住を禁じるとし、また重慶政府と協力して帰国奨励政策を展開するようになる。さらには人口吸収策として過疎地の大嶼島と西貢地区での植民開墾計画等も進められていた。²⁾

しかし中国側が必要としていたのは技術者の帰国と資本の還流であり、難民の生活を引き受けることではなかった。また上記人口統計でジャングク・サンパンで来港したものは含まれていない（すなわち統計がない）とされているように、三方を海に囲まれた香港に船で入境するのは容易であり、さらにいえば從来入境規制など適用されなかつた中国人にとっての香港とは、避難地として意識される事はあっても、そこに国境観念があつたとは到底考えられず、従つて入境規制という法的措置もあまり意味をなさないもので

あった。結局、これらの措置は大した効果のないまま、その後も難民は増加し続け、陥落直前には少なくとも一七〇万人以上、あるいは二〇〇万人近くの人口が存在する事態となつた。

2 政策の原因と方針

こうして香港政庁が対応し切れなかつた問題に、今度は香港を占領した日本軍が直面することになる。本来資源に乏しく食糧生産地でない、つまり自活力を有しない香港は、香港攻略戦の期間完全に外部との交貿関係を絶たれてしまつたこと、さらに治安が乱れ、食糧の略奪が相次いだことから（略奪米はブラック・マーケットに転売され価格が暴騰した）、米の販売を含む流通機構や商業が全く機能しなくなつてしまつた³⁾。その結果、香港は膨大な人口を抱えたまま、深刻な食糧危機に陥つてしまふ。

占領当初の暫定的な行政機構軍政庁（二月二〇日より總督部に）で總務部長を務めた矢寄勘十少将（軍特務機關長）は、一九四二年一月に『香港統治方策私見』⁴⁾という意見書をまとめているが、そこでは深刻な食糧問題を受けて、「香港領有ニ伴フ緊急対策トシテ食糧問題ヲ解決シ以テ民心ノ安定ヲ圖ルコト 現在当地ニ於テ最モ考慮スヘキハ食糧問題ニシテ之ガ対策ハ慎重ニ計画ヲ樹立スルヲ要ス。即

チ民心ノ安定ハ諸般ノ施策ノ基幹ナルヲ以テ速急ニ之ガ解決ヲ必要トスベシ」ことが述べられているように、軍政当局にとつて食糧問題の解決は緊急を要するものであった。つまり食糧問題の解決による安定した食糧供給に基づいてこそ、安定した住民統治体制が確立されるということである。手つとり早い解決方法としては食糧消費人口の削減、すなわち人口の人為的な削減ということになる。

こうした状況を受けて、人口疏散政策（帰郷政策）が計画、実施されることになった。実際のところ、香港の都市としての性格及び当時の規模・機能から見た場合、実数二〇〇万人にまで増加していたとされる香港の人口が余りにも過剰であったのは確かであり、食糧不足を待つまでもなく何らかの方策が打ち出されることは必至であつただろう。ただ、ここで問題とされるのは、戦闘による混乱が食糧供給の深刻化を招いただけではなかったということ、また人口疏散政策の目的が単なる過剰人口の削減と食糧供給の安定だけではないということである。

そもそも香港政庁は香港攻略戦を持久戦になるものと考え、臨戦体制となつた一九四〇年から一九四一年に食糧統制処を組織、米穀商人に大量の食糧の備蓄を行わせる一方、これら食糧備蓄が米穀商人に片寄ることによつて米価が高騰しないようにするなどの周到な食糧供給の計画指導を行つ

ていた。統計によると、この香港政庁の食糧対策によつて、香港には少なくとも一億五〇〇〇万斤（一斤＝五〇〇グラム）、香港全住民の半年分から八ヶ月分の食糧に相当する量が備蓄されていたという。⁽⁵⁾しかし日本軍は、香港占領後全ての倉庫を封鎖、中でも香港政庁が備蓄していた食糧米九五万担（九五〇〇万斤に相当）のうち、八〇万担を軍用米として運び出してしまったのであり、これが極端な米不足を招いてしまつたことは間違いない。このような収奪は、一九四一年一月二〇日の大本営政府連絡会議で決定された、占領地行政に関する大綱である『南方占領地行政実施要綱』の第一項「方針」で、「作戦軍ノ自活確保ニ資ス」そして「占領軍ノ現地自活ノ為民生ニ及ボザルヲ得ザル重圧ハ之ヲ忍バシメ」とされた基本方針がいわば忠実に反映された行為であつたが、これが人口疏散政策の早急な展開を招くこととなつたのである。

また人口疏散政策を実施する上での方針について、軍政民政部は完全占領前の一月二四日に、既に人口疏散政策の基本的考え方を示した『港九地区ニ於ケル人口疏散政策実施要項⁽⁶⁾』を決定（一九四一年一月七日修正）していたが、そこでは「香港、九龍地区ニ於ケル軍作戦並治安維持上取リ敢ヘズ九龍地区ニ於ケル下層階級、就中浮浪者ヲ他ニ強制的ニ移住疎開セシムル」として疏散政策の対象を「下層

階級、就中浮浪者」と規定する一方で、重慶政府側要人で軍興、機関の在留許可証をもつたもの及び中国系住民有力者の保護、ならびに公共事業、工場の要員・労働力（技術労働力）を確保するよう指示している。

まず重慶政府側要人については、香港では国民党内反蔣介石系、和平派系の要人が多数居を移していたため、軍政当局は香港や華南地域における新組織や汪南京政府、上海市政など日本占領地域での中国人指導者として、また対重慶政府工作要員として彼らを利用するため、香港占領後すべにこれらの要人の保護（実際には拘留であるが）命令を出していった。その中には当時民主政団主席で著名な思想家の梁漱溟や、さらには重慶政府駐港機関の総責任者陳策まで含まれていた⁽⁷⁾。しかしながらその多くは脱出に成功し、結局保護されたのは元外交部長顏惠慶（元財務部長李思浩、上海銀行公会会長林康侯といった少数の要人だけであった。宣伝工作という観点からは、当時香港に在住していた京劇の梅蘭芳や、映画女優胡蝶をはじめとする著名な俳優・女優、歌手等に対しても保護命令が指示されている⁽⁸⁾。

また工場要員・労働力の確保について、軍政当局は、上海などから移転してきた工場資本と一級の港湾施設や道路を持つ香港を、「大東亜共栄圏」内における物質交流の中権として工業振興、生産輸出基地に転換する計画をもって

おり、その基盤形成のための労働力の阻止及び確保が必要であった。例えば香港攻撃中の一二月九日に策定された『第一二三軍香港、九龍軍政指導計画』では、将来の香港について「我國ノ南方ニ於ケル経済的、政治的基地ヲシムル為ノ本格的施政ハ我勢力ノ南方ニ対スル進展度ト重慶政権ノ崩壊状況等トヲ考慮ノ上追ツテ其ノ時期及方策ヲ定ム」として、今後の戦局の進展を見ながらも、香港が南方占領地域との政治的経済的中継基地となることを期待している。また前述矢寄勘十少将（軍特務機関長）も、商業に関して「香港ガ南支ノ要衝ニシテ且ツ東亜共栄圏ニ於ル中継港トシテ重要地点タルコト議論ノ余地ナシ」とし、「：香港諸工業ノ速カナル復旧ヲ図ルタメ南洋方面ヨリ原材料輸入ノ可能ナ産業ヲ中心ニ各業種別労働組合ヲ組織セシメ既存熟練工ノ散逸ヲ防止シ以テ労働力ノ確保ヲ図ルコトヲ要ス：」と述べてやはり熟練労働力の確保を重視していく。その一方で非生産的な者については、その人口を削減しようとしたわけである。

さらに、疏散政策、労働力確保と占領直後の食糧供給政策の関係について、軍中央に対し「米穀対策ハ人口疏散及技術労働力ノ確保ト見合セツツ依然最小限ノ米（押収）ノ特配ヲ実施シツツアリ⁽⁹⁾」との報告が行われていることからもわかるように、政策上は安定した食糧供給に基づく住民

日本占領期香港における人口疏散政策（長野）

統治体制の確立のためとされた人口疏散政策のその内実とは、決して住民の民生重視に立つものではなく、極めて政治経済的な方針に基づいて計画、施行されたものであった。

3 疏散の方式

以上のような原因及び戦略方針を背景に、一九四二年一月一六日より疏散政策が開始される。人口疏散政策による中国人の帰郷には自費疏散、懲罰疏散（免費疏散）、強制疏散の三つの方法が採られた。自費疏散とは自発的に大陸へ戻ることを希望するものが、自費もしくは華人同郷会の斡旋により同郷会の費用によって帰郷することである。懲罰疏散及び強制疏散とは軍政当局から浮浪者・失業者・極貧者など将来香港において生業を得がたいと認められるものならばに犯罪者を帰郷させるものだが、懲罰疏散については、宿泊・食費・旅費を提供し、太平・江門・深圳の三ルートから帰郷させ、強制疏散では食と小遣いを与えて、それぞれ軍政当局管轄区外に移動させた。¹¹⁾

疏散政策を推進するに当たって、軍政当局は、善後処理委員会（帰郷に限らず各種問題の解決にあたった）、帰郷委員会（のち帰郷指導委員会）といった中国人有力階層による指導組織を成立させ、「帰郷生産運動」という名称で

ラジオや新聞で帰郷を宣伝すると共に、同郷会や同族会、労働組合といった社団組織を通じて疏散政策を押し進めていた。中でも同郷会や同族会は中国人社会のヨコのネットワークとして相互扶助機能が発達しており、総督部としては集団的な疏散政策を押し進める上で彼らを都合よく利用することを図った。

疏散政策の中心となつたのは自費疏散及び、「下層階級、就中浮浪者」をその対象と規定していた懲罰疏散であった。自費疏散については、食糧不足の占領下ゆえ、当然香港脱出を希望する者が相当数存在していたことは確かであり、また圧迫によるものとはいえ、自費で自発的ということもから、ある程度の金銭や資産を所持し、故郷での生計手段もあるする者による、いわゆる帰郷であったと思われる。従つて、人口の急速な、中でも非生産的で資産のない者を削減したい総督部としては、疏散対象者を指定し、その代わり帰郷費用を提供するとした懲罰疏散が最も「効果的」且つ疏散と呼ぶにふさわしい方法であったと思われる。しかし本格的な住民統治機構が確立しておらず、戸籍の作成も、職業別（産業別）人口構成の確認も、財産・家屋登記も実施されていない¹²⁾軍政初期においては、疏散対象者の基準は極めて不明確なものであったと思われ、軍政当局の意図するような「成果」が上がるとは果たして疑問であった。上

記矢寄少将も、人口疏散政策は「之ガ実施ニ当リテハ乞食、浮浪者其他生産手段ヲ有セザル者ヲ速カニ放出シ労働力アル者ハ之ヲ残留セシメンコトヲ念願トセシガ、之ガ実施内容果シテ如何、危惧ノ念ナキヲ得ザルナリ」として懸念を表明している。

事実疏散政策の実態について、香港側の回顧録によると、トラックで乗り付けた憲兵が街頭で手当たり次第に市民を捕らえる「乞食狩り」を行つたり、中国人的密偵と区役所の職員が協力して日本人監督の下にボロをまとつた住民を見つけると容赦なく拉致をしたということが行われたとされている。各区役所に一日一〇〇人以上捕らえるようにとのノルマが割り当てられたともいう。さらには無人島に遭棄されたり、途中海から投げ棄てられるようなこともあつた。

また、疏散政策が続けられる一方で、総督部は一九四二年三月二八日に香監令第九号『香港占領地総督管区内ニ於ケル出入、居住、物資、搬出入及企業、商業、商行為取締令』を公布した。¹³⁾その中の第二章「出入」は香港占領地内外からの出入境についての手続きを規定したものだが、第七条では占領地管区内から管区外への出境手続きについての手続き、第六条では管区外から管区内への家族あるいは使用人の呼び寄せに関する手続きが規定された。これら諸手続きはいずれも願出人（被呼び寄せ人）の本籍、住所、身分、職業、氏名、生年月日、目的などを明記、入

疏散の一方で、このよだな実質憲兵隊の認可制といつてもよい厳しい出境管理を定めたのは、上記のような意図から保護・確保命令を出していた国民党反蒋介石系要人、資本家や芸能人、技術者、熟練工の逃亡、流出を防ぐと共に、氏名手配していた重慶政府要人、工作員、共産党要人や左翼系知識人等の摘発の目的をも意図したものと考えられる。

また同章第五条では総督部管区外から管区内への入境についての手続き、第六条では管区外から管区内への家族あるいは使用人の呼び寄せに関する手続きが規定された。これら諸手続きはいずれも願出人（被呼び寄せ人）の本籍、住所、身分、職業、氏名、生年月日、目的などを明記、入

日本占領期香港における人口疏散政策（長野）

は九〇%は許可されなかつたということから、占領地外から香港への入境については実質的に禁止の措置がとられたともいえる。

香港占領地管区外への労働力の移送も、人口疏散政策の一環として位置づけることが出来よう。香港からの労働力移送の例としては、一九四二年九月日本の輸送船リスボン丸が、労働力として使役するための香港收容所の捕虜を日本へ護送する途中、米国潜水艦に撃沈され八〇〇人余りが死亡した事件がよく知られているが、実は中国南部の海南島へ多くの香港人青年労働者が移送されたのであつた。⁽¹⁾

広東省南端の雷州半島の付け根に位置する海南島は、仏領インドシナと広東省を臨む軍事上の中継点であり、援蔣ルートの中継点でもあつたが、一九三九年二月に日本に占領されて以来海軍による軍政統治下にあつた。海南島は、金・銀・鉄鉱石・マンガン・水晶など当時の調査で二七種の鉱物資源に恵まれながら、交通や治安の関係から未開発であつたため、日本軍政当局は占領後直ちにその開発に着手した。そのうち鉄鉱石についてはメインの石碌鉄山開発事業を日窒南方部に委嘱、これを受けて日窒海南鉱業株式会社が発足し、鉱山労働者を獲得することになった。

日本側関係者による回顧録によると、この労働力募集は当初は北一輝門下の大陸浪人で、大冶鉄山での労働者募集

に実績のあつた中村新八郎を責任者として上海で行われた。ところが一九四一年九月に入島した三〇〇〇名の上海労働者は日中戦争下、栄養失調で衰弱しているものが多く、マラリヤや風土病によって約半年間のうちに半数近くが死亡し、逃亡者も相次いだ。そこで注目したのが人口疏散政策を実施していた香港の過剰人口であった。早速香港に海軍特務部の管轄下に置かれた苦力募集事務所が開設され、合記公司の名称で一九四二年二月から八月まで香港を中心で募集が行われる（その後募集の主力は広東省に移つていつた）。賃金も当時の水準から見て悪くはなかつたため、貧困と食料不足に喘いでいた香港からは計七〇〇〇人が応募した。応募者はまず仮設收容所に集められた後、出航日まで外出を禁じられ、その後トラックで埠頭に移送され、船で海南島へ移送された。労働者運搬船の環境は劣悪で、百数十名のところに数百名が押し込められ、加えて日本兵による虐待等があり、海南島までの四日間に多くの死者が出たという。⁽²⁾

こうして一九四二年二月一三日の大球丸の四八三名を最初に順次香港労働者が移送され、鉄道・水力発電所・港湾岸壁などの工事に従事した。しかし宿舎環境、衛生状態の悪さに加えて、熱帯の猛暑の中でマラリヤやコレラが蔓延し、多くの香港労働者は十分な治療を受けることもなく、次々

と死亡した。海南島における死亡者数について、香港側の文献では、最初の一ヶ月内に四分の一が死亡し、結局生存者は三分の一にも満たず、香港に帰還することができたのは、さらに少なかつたとしている。

香港側統計による海南島に送られた七〇〇〇人のうち、生き残ったのはわずか二〇〇人以下であったという。

日本側の記録でも全労働者のうち一万人以上が死亡したとあり、当時香港事務所にいた中村弘司氏の回顧では、現地から総管会社を通じて報告される犠牲者の数に眉をひそめて、規定の弔慰金の支払に苦労したという。また敗戦後、特務部でも労働者虐待を理由とする戦犯としての責任追及が予想され、対策会議が開かれていた。しかしながら結局労働者虐待に関する戦犯の訴追は行われず、広東の海南島関連戦犯裁判では戦犯容疑者五二名のうち、石碌鉄山関係は二名で、うち一名が合和公司が経営する八所（鉄鉱石積み出し港）アヘン取引所に關係した罪で有罪判決を受けたにとどまった。

また海南島以外にボルネオに対しても労働力が移送されたとされ、さらに筆者も参加した一九四三年七月の香港軍票被害者の現地調査では、被害者の一人から日本軍の行軍に徴用されたという証言を得た。²²⁾ いずれも詳細は分かつてないが、香港からも様々な形で労働力の供出が強制され

たことは間違いない。

四 政策の「進展」と結果

さて以上のようない方法をもつて実施された人口疏散政策であるが、その進展具合はどうだったのであろうか。まず疏散人口数については『港九地区ニ於ケル人口疏散政策実施要項』が計画された一月、及び二月に日本政府文官としてはじめて香港入りした渡辺大蔵書記官が提出した「香港出張報告書」の段階では、三〇万人の大陸移住が考えられていた。これに対し、まず一月二二日の報告では一日に約一万人の割合で二〇万人、²³⁾ 一月三〇日の報告では一月二八日までに少なくとも四五万人が香港を離れ、二月三日の報告でも一日に約一万人の割合で疏散を実施、さらに軍政府時代の二月一九日までに既に五五万四〇〇〇人が香港を離れたことが報告され、報告に見る限りでは非常に早いペースで疏散が進んでいる。中國側資料では一月四日までに四六万人、三月三一日までに五二万八〇〇〇人が香港を離れたとしている。また人口については、一九四二年九月に実施された第一回戸口調査によると九八〇、〇七三人、これに離島の推定人口四二、七〇〇を加算して一、〇二二、七三人となつており、同時期までに少なくとも約六二万人以上が香港を離れた計算になる。

一方食糧供給の方は人口疏散政策の「順調」な「成果」と、暫定的な地方行政機関である区政聯絡所の成立による戸籍整備の結果に基づき、三月二〇日（あるいは一五日）よりようやく米の配給制度が確立された。具体的には白米元売捌組合という組織の下に香港側約六〇、九龍側約四〇の米配給センターが設置され、ここを通じて一日に一斤（当時のレートで一斤二〇銭＝香港ドル四角）まで米を購入することが可能となつた。³⁹⁾

しかし当初順調に実行されているかのように思われた人

口疏散政策は、その後何度も削減計画を変更、一九四二年七月の政府連絡委員会における陸軍側担当官の報告では人口一〇五万人を七〇万人に減らす目標を持っており、また同年一〇月の一九四三年度香港物動計画の陸軍側説明では、人口九〇万人を基準にしていた。⁴⁰⁾ 疏散政策の推進・実施体制については、一九四二年四月に香港島・九龍・新界の三地区に区政聯絡所を受け継ぐ形で地区事務所が成立すると、事務所内に帰郷指導事務所が設置され、さらに一九四二年七月二〇日に地区事務所の下に区が設置され、占領期香港の地方行政制度である分区統治が確立してからは、この二つの行政機関が帰郷の指導や事務手続きなどの実務にあたるなどして、地方行政機構を中心とした疏散政策を行っていく。その後発表された統計によると、一九四三年

九月末までの間に九七万三〇〇〇人が帰郷、うち自費疏散が三八万一〇〇〇人、懲憲疏散が五七万六〇〇〇人、強制疏散が一万六〇〇〇人となつてゐる。一方同時期における香港の人口は八六万人であつた。

そして、さらにこの統計が出された後の一九四三年一〇月五日付の「華僑日報」及び「香島日報」上において、磯谷總督が「嘗ての香港は遊蕩人集中の場所であったが、今は暖衣飽食の徒多く東洋精神を失つてゐたが、かかるものはすでに存在の要がない。人口疏散政策は昭和十九年も続行する。」と述べているように、九七万人が香港から帰郷させられた後も、依然として人口疏散政策は続けられていくのである。

疏散政策が続行された理由としては、戦況の悪化に伴う経済建設の遅れ（依然として「大東亜共栄圏」内の物流中継港となりえでない）と、疏散政策及び配給制度実施後も依然として改善されない食糧供給、すなわち戦局が悪化する状況下での非生産的な都市の一方的な食糧消費という事情にあつた。米の配給段階は一九四二年三月二〇日時点では一斤二〇銭（当時の軍票対香港ドル交換率一：二で香港ドル四角）だったが、同年一〇月一八日には早くも三〇銭（軍票と香港ドルの交換率が一：四となり香港ドル一元

二角）に上がっている。翌一九四三年九月一日には三七・五錢、そして後述するように配給制度が改定される前の一九四四年一月一日には七五錢と最初の三倍以上になつた。⁽³³⁾ この米価高騰の原因は次第に悪化する総督部の財政や米の供給不足、そして軍票の価値低下（香港ドルとの交換率が低下）に伴うインフレであった。

こうした状況を背景に一九四三年一一月二八日に、有力華僑の胡文虎が香港の八大米穀商人を招請し、食糧不足に対応するため中僑公司という会社の設立を懇談、これを受けて一二月一一日に香港民食協会が成立し、中僑公司の商号で、タイやベトナムなどから米穀及び雑穀を輸入し食糧問題の解決にあたろうとする。⁽³⁴⁾ 政策上は配給制による安定した食糧供給を、安定した住民統治の前提としていた総督部が、ここに来て中国人米穀商人に食糧供給の一部を委ねることを承認したことは、もはや総督部に安定した食糧を供給する能力が残されていないことを証明したわけで、いわば、総督部が配給制を放棄して食糧市場の自由化（実質放任化）を全面的に促進（中国人商人へ実務の直接転嫁）する第一歩であつた。

また前記磯谷総督の談話で注目したいのは、疏散対象者（「存在の要がない」）を指す「暖衣飽食の徒」という言葉である。從来懲罰疏散の対象としてあげられていたのは

「下層階級、就中浮浪者」であつて、いわば「暖衣飽食の徒」とは語意の上では全く対照的な階層である。しかし、ここで対象とされている「暖衣飽食の徒」とは資本家等ではなく、恐らく小口や零細の商業従事者、特に露店商業従事者、を指すものと思われる。⁽³⁵⁾

すなわち一九四三年五月の第二回戸口調査によれば、香港の全有職人口四九万七〇〇〇人中、商業従事者（業者及び従業員）が一五万七〇〇〇人、人口比にして三二%という高率を示しており、一九三一年の時点では全有職人口四七万人に対して九万七〇〇〇人、二一%の割合であるから、香港の都市としての基本的性格が貿易・商業都市とはいえ、占領期においては相当偏った産業構造になつてていることが分かる。『香港東洋経済新報』では、このような状況について、疏散対象者の中における商業関係者の割合の低さ、工鉱業・運輸業関係者の事業の没落と商業者への転業、過剰人口を受けての安易な就業選択としての小口商業、などの原因を挙げており、物資供給の自由でない経済体制下では商業従事者が香港の生産活動に貢献せず、物価上昇の一因となつてゐるとしている。疏散政策が続けられたのは食糧供給問題以外に、これら從来疏散政策の対象から漏れたまま増加していた商業人口の整理という側面もあったのではないかと思われる。

日本占領期香港における人口疏散政策（長野）

人口疏散政策の続行を受けて、一九四三年一二月からは、徳漁疏散のルートに従来の太平・江門・深圳に加えて淡水・神泉・海門・汕尾・甲子港・市橋・三水・石岐・汕頭、の航路による九ルートが追加指定されている（同年一月一日四日発表）。しかしながら食糧供給は安定するどころか、一九四四年に入つて益々悪化、一月一六日に配給米価格が一斤三七錢五厘から七五錢と倍額に改定された後、同年三月にはついに「現地自活の体制を強化するの要なるを認めたる」來る四月十五日より食米の一般配給を停止し、戦争遂行香港建設に直接関連を有するものと当局に於いて認めたる部分に對してのみ配給する」とする布告が出される。³⁸⁾こうして四月一五日より米の一般配給は停止され、軍政協力者及びその家族だけに對して配給制が実施されることになった。こうして深刻な食糧不足と財政赤字により食糧供給に対応出来なくなつた総督部は配給制をほぼ廃棄、その供給責任を中国人米穀商人に委ねる、としてしまつたわけである。これに対し中国人有力者や米穀商人たちは、八月に広東省に対し借米を申し入れ米の緊急輸入を行うなど、総督部の配給制停止と米不足に對処していく。

その後同年一二月一日になると「軍政直接協力者」本人以外に對する米の配給が停止され、同時に配給価格も一斤一円五〇錢から三円に引き上げられた。³⁹⁾これにより軍政協

力者本人以外の食糧は全て市場において購入しなければならなくなつたが、同時期市場では米価が急騰、一月一日に一斤一二円五〇錢だったのが、配給制度の改定が発表された翌日の一五日には一七円五〇錢、一二月一日には一八円二〇錢、一二月一八日には二三円と、僅か一ヶ月半の間に倍近くにまで達しており、香港市民にとって相当な負担となつたことは間違いない。⁴⁰⁾

人口疏散政策は一九四四年七月一五日になつて、一應適正人口に達したという理由で徳漁疏散が打ち切られ、自費疏散と強制疏散のみとなつた。⁴¹⁾疏散政策の中心をなしていいた徳漁疏散の打ち切りで、大規模かつ強制的な人口疏散政策はひとまず終了したと見てよいだろう。一應適正人口に達したというのが総督部側の説明であるが、現有人口を決戦体制へ向けて総生産化するという産業政策上の方針転換や、また総督部財政が破綻をきたしつつあつた時期だけに、帰郷費用を提供する徳漁疏散の経費負担の削減といったことも考えられる。ただ帰郷指導事務所は一九四四年一二月三一日まで存続、その事務は一二月二六日よりやはり地区事務所内に新設された帰郷係に引き継がれており、人口疏散という政策自体は総督部の人口政策の基本方針として最後まで存続したのであった。

こうして一九四五年八月によく解放を迎えた時には、

香港政庁公式統計で総人口六〇万人といわれたので、日本による陥落直前の一九四一年三月に行われた人口センサスの結果である人口一六四万人で計算したとしても、一〇〇万人以上（最大推定人口の二〇〇万人で計算すれば一四〇万人）の人口が疏散政策により中国本土に帰郷、もしくは移送されたことになった。

5 まとめ—政策の「成果」

人口疏散政策は、人口を削減するという目的だけについて言えば「成功」したといえる。強制的な方法とはいっても占領直前の増加人口の多くが戦争避難民による流入人口で、しかも周辺の広東省出身者による一時的な増加であること、また、香港本来の住民も広東を中心とする流入民によって構成されているため、すでに同郷会など数多くの扶助組織が存在しており、これら各組織が帰郷の受け皿となつたこと、などが挙げられよう。いわば香港の「移民・難民都市」としての性格が短期間での疏散を容易にしたともいえる。さらに、一九四三年九月の統計による自費疏散三八万一〇〇〇人という数に見られるように、食糧不足に喘ぐ香港を見限つて自発的に帰郷を希望するものが相当数存在したのも事実であった。

しかし、その内実は単なる過剰人口の削減などではなく、占領軍による略奪もその一因となつた食糧不足問題の解決及び下層階級・浮浪者の排除と技術労働力の確保といった、政治経済的な要請に基づいて施行された政策であった。しかし日本占領後単なる消費都市と化してしまった香港では食糧供給は悪化するのみで、それに伴い疏散計画人口数も何度も変更される。そしてその後も総督部の財政状況や戦局の悪化により、結局食糧不足問題は解決されないまま疏散政策だけが継続され、最終的にはわずか三年八ヶ月の間に総人口を一九三七年の日中全面戦争勃発前どころか、一九三一年の満州事変前をもはるかに下回る六〇万人にまで減少させてしまう結果となつた。何度も言うように香港は資源に乏しく、食糧生産地でもない。戦争及び戦局の悪化によって外部との交易関係が制限される状態下では、香港は貿易都市としての能力を発揮出来ないばかりか、常に外部からの資源・食糧供給を受けなければならぬ、単なる消費都市と化してしまう。これに対し、経済建設が進行しない状況下では一方的な消費＝「自活確保ニ資ス」＝収奪することによって成立する現地軍（総督部）は、人口の生産力化に着手出来ないまま、その占領維持策として人口、より具体的には食糧消費の人口の強制的削減を繰り返すといふ苛酷な政策でのみしか対応出来なかつたのである。

日本占領期香港における人口疏散政策（長野）

そして労働力確保に基づく工業振興、生産輸出基地の建設という本来の計画については、中国人下層階級や非生産的な小商業者のみならず、資本力や技術を持つ企業家、知識人、熟練工まで疏散に巻き込んでしまい、香港経済を支えるはずの高レベルな労働力の確保が十分に出来なかつた。⁴²

さらに軍政当局が重要視した重慶側要人の脱出阻止や、共産党、左派系知識人の摘発はほとんど成功しなかつた。

中国側では、疏散政策の結果、反日の憎しみを胸に秘めた多くの中国人を収容所で組織化して華南のゲリラ地帯へ集団的に送り返し、日本軍政当局の初期の目的とは異なつて、逆に中国の抗戦力を高めることとなつたとしている。⁴³また、たとえば女優の胡蝶が脱出した際には、蒋介石が特別機を仕立ててその重慶入りを迎えるなど、著名人の脱出が重慶政府にとって抗日戦争を支えるまでの宣伝に活用された。⁴⁴

註

(1) 本稿の人口統計については、東洋経済新報社編『軍政下の香港－新生した大東亜の中核』香港東洋経済新報社、一九四四年、八八一九七ページ、及び『総督部公報』(総督部より発行された不定期刊行の官報) 参照。占領前の香港人口に関する文書其三』所収。

- (2) 『香港便覽・人口』(香港政府新聞処刊物)、東洋経済新報社、前掲書八八ページ、小椋廣勝『香港』岩波書店、一九四二年、二〇一—二〇一ページ。
- (3) 占領直後の香港の様子を描写した記録・回顧録などについては、唐海『香港淪陥記』(一九四一年)、李樹芬『香港外科醫生』(李樹芬醫學基金會、一九六五年)、薩空了『香港淪陥回顧錄』(北京三聯書店、一九八五年)、不平山人『香港淪陥回顧錄』(香江出版社、一九七二年)、「脱险雜記」(香港時代有限公司、一九八〇年)など多数ある。
- (4) 松本繁一「日本軍政期の香港経済」『アジア経済』一九七六年一、二月合併号、四七一四八ページ。原載は陸軍省『陸文機密大日記昭和一七年第五三号』。
- (5) 關禮雄、『日占時期の香港』三聯書店、一九九三年、九二頁。
- (6) 松本繁一、前掲論文、五〇ページ。
- (7) 上海日本總領事館特別調査班『香港重慶側分子其ノ他利用ニ関スル卑見』(『磯谷總督文書其三』所収)
- (8) 占領期の芸能人に対する処遇については、報道部芸能班長であった和久田幸助著『日本占領下香港で何をしたか』岩波書店、一九九一年が詳しい。
- (9) 防衛府防衛研修所戦史部編『香港・長沙作戦—戦史叢書四七』朝雲新聞社、一九七一年、三三六ページ。
- (10) 「波戰參電第四六四号(昭和一七、一、一一)」(『磯谷總督文書其三』所収)

(11) 東洋経済新報社編、前掲書、九八一〇〇ページ、關禮雄、一二七一二八頁など参照。

前掲書、六二頁など。

(12) 戸籍作成は一九四三年三月ころより、家屋登記は同年八月一日の香齋令第三〇号家屋所有権登記令より(『総督部公報』一九四二年七月三〇日第一四号所收)。職業別人口構成調査は一九四三年五月の第二回戸口調査より実施。

(13) 謝永光『戰時日軍在香港暴行』明報出版社、一九九二年、一一一頁など。戦後、香港島南東部にある螺洲島(無人島)で、日本軍に遺棄された中国人のものと思われる大量の白骨死体が発見された。

(14) 『總督部公報』、一九四二年三月三〇日第二号。

(15) 謝永光、前掲書、二〇八頁。

(16) 海南島に移送された香港労働者の体験談については石田甚太郎『日本鬼』(現代書館、一九九三年)に香港索償協会会員の崔能さん(男)の証言が収録されている(二五一八ページ)。また同会会員梁海さん(男)の父、同盧佩英さん(女)の兄もやはり海南島に移送され、そのまま帰還していない。

(17) 秀島達雄『香港・海南島の建設』松山房、一九四二年などを参考。

(18) 河野司編『海南島石碌鉄山開発誌』石碌鉄山開発誌刊行会、一九七四年。労働力移送については、二二三一四一ページ。

(19) 河野司、前掲書、二二八ページによると香港募集事務所の報告書、労働者名簿が一九四三年七月分まで残存しており、これにより募集の対策、処遇、編成などの内容が判明するという。

(20) 葉德偉等編著『香港淪陥史』廣角鏡出版社、一九八四年、

史苑(第五五卷一號)

(21) 謝永光、前掲書、二二二一三頁。他にも不平山人『香

港淪陥回顧録』香江出版社、一九七一年、五五頁など参照。

(22) 戰犯については河野司、前掲書、三五三一三六〇ページ。

(23) 東洋経済新報社編、前掲書、二七一ページ。

(24) 香港索償協会会員王金池さん(男)の証言によると、日本軍將校の世話係として徵用され、深圳、広州、仏山、江門、台山というルートで従軍した。広西省との省境で解放されたが、従軍させられた者の中には香港に戻る途中、漢奸としてゲリラ(?)に処刑された者もいるという。

(25) 『波集戰參電第四三五号』(昭和一七、一、一二)』(『磯谷總督文書其三』所收)。

(26) 『波戰參電第四六四号』(昭和一七、一、三〇)』(『磯谷總督文書其三』所收)。

(27) 『香港ニ於テ軍ノ採リソツアル金融上ノ措置ノ件』(『陸亞密大日記』第四号二冊ノ一、三五頁)。

(28) 『香港軍政の概要』(防衛厅防衛研究所戦史部『史料集南方の軍政』朝雲新聞社、一九八五年)、四二九ページ、東洋經濟新報社編、前掲書、九九ページ。

(29) 謝永光『三年零八個月的苦難』明報出版社、一九九四年、二〇八頁。資料典拠はなし。

(30) 東洋経済新報社編、前掲書、二二三二ページ、謝永光、前掲書、一九九四年、一二一一二三二頁。

(31) 松本繁一、前掲論文、五四ページ。原載は『秋元資料』(大蔵省所蔵の秋元頼朝氏寄贈昭和財政史資料「香港關係」)の野田卯一(興亞院経済部第四課長)。

日本占領期香港における人口疏散政策（長野）

- (32) 香督令第一三号「地区事務所規程」（香督令特輯）香港亞洲商報印行、八ページ及び香督令第二六号「香港占領地總督部區制」（總督部公報）一九四二年七月二〇日第一三号所収
- (33) 以上米価は全て東洋経済新報社編、前掲書、一二三二ページ。
- (34) 東洋経済新報社編、前掲書、三五一ページ及び關禮雄、前掲書、一〇一頁。
- (35) 「皇軍占領後の変態的所産物」と形容された露店商人は軍政下において何度も取締りを受けながら、最後までしぶとく存在していった。香港總督部の発足後直ちに三種の生鮮食料品市場が開設され、一方でそれと同時に一九四二年二月二八日の布告第二号（總督部公報）一九四二年三月二〇日第一号所収により露店区域の指定が行われるが、その中では露店営業のため「交通上ノ障害ニ加エテ一般市民ノ衛生並ビニ市街美觀ヲ損ナウコト甚シキ」とされている。また軍政末期の一九四五年三月一六日からは午後八時から翌朝午前七時までの夜間営業が禁止された（公示第一三号、總督部公報）一九四五年三月二二日第六号所収）。
- (36) 「香港の商業人口は超過剰——これを生産化する措置が必要——」（香港東洋経済新報第一卷第三号）所収、香港東洋経済社、一九四四年八月。
- (37) 「香港の配米制限は何を教えたか」「全港民の決戦配置」（香港東洋経済新報第一卷第一号）所収、香港東洋経済社、一九四四年六月。
- (38) 「香港の配米再改訂」（香港東洋経済新報第一卷第六号）所収、香港東洋経済社、一九四四年一一月）。
- (39) 「配給停止後の香港經濟」（香港東洋経済新報第一卷第七号）所収、香港東洋経済社、一九四四年一一月）。
- (40) 「民間人の創意發揚——人口疏散の中止、香港工業会の結成——香港だより」（香港東洋経済新報第一卷第三号）所収、香港東洋経済社、一九四四年八月）。
- (41) 「香港軍政日記（昭和十九年二月）（一月）」（香港東洋経済新報第一卷第一号）所収、香港東洋経済社、一九四五年一月）。
- (42) 松本繁一、前掲論文、五一ページ。一九四二年三月三一日までに、香港から大陸に渡った技術者は一二九七人とされる（謝永光、前掲書、一九九四年、一〇〇頁）。
- (43) 松本繁一、前掲論文、五一ページ（原載是中国現代史資料叢書刊『抗日戰爭時期的中國人民解放軍』北京人民出版社、一九五四年）。収容所については香港側文献でも捕らえられた市民は臨時に設けられたバラック建ての収容所に分散して収容され、その大部分は九龍京士柏（キングス・パーク）にある「難民キャンプ」に送られた、という記述がある（謝永光、前掲書、一九九二年、二〇八頁）。強制疏散対象者のみか、懲罰疏散対象者も含まれるのかははっきり分からぬ。
- (44) 和久田幸助、前掲書、四〇ページ。日本側も有名女優紫羅蓮を主役にした映画『香港攻略戦』を制作するなど、彼らを宣伝に利用した。
付記：本稿は一九九三年の明治大学文学部卒業論文の一部を基に加筆、修正をおこなった。